資料６

第３期復興実施計画の策定について

１　第３期復興実施計画の策定について

○　復興基本計画は、平成 23 年度から平成 30 年度までの８年間を全体計画期間としているが、実施計画は、これを３期に分けて策定することとしており、平成 29 年度から平成 30 年度までを第３期（更なる展開への連結期間）として位置付けている。

○　平成 28 年度は、現在推進している第２期復興実施計画の最終年度にあたることから、第２期復興実施計画の取組の総括を行うとともに、第３期復興実施計画を策定する。

○　第３期復興実施計画は、平成 28 年度までの復興の取組を踏まえ、平成 29 年度と 30 年度の２年間において復興を更なる展開へ導く計画とするもの。

○　具体的には、社会資本の整備、コミュニティやなりわいの再生などの復興を引き続き進めるとともに、将来にわたって持続可能な三陸地域を目指した取組も併せて進めていく必要があるため、第３期復興実施計画の取組方向、重視する視点、盛り込む事業や目標値等は、平成 28 年度に復興委員会、市町村及び住民・各種団体等との意見交換を行いながら策定していく。

２　策定スケジュール（案）について

（１）第２期復興実施計画の総括

「第２期復興実施計画の進捗状況」や「復興レポート 2016」の取りまとめ、復興に関する意識調査や復興インデックスなどの結果などを踏まえ、第２期復興実施計画の総括を行う。

（２）市町村、住民、各種団体等との意見交換

平成 28 年８月から 10 月にかけて第３期復興実施計画の方向性について、市町村、各種団体等との意見交換を行うほか、計画の一次案作成後、平成 29 年１月から２月にかけて地域説明会及びパブリックコメントを実施する。

（３）第３期復興実施計画の策定

ア　第２期復興実施計画の総括に向けた作業を進めながら平成 28 年７月頃までに計画の方向性を定める。

イ　市町村等との意見交換も踏まえ平成 29 年１月頃までに一次案を作成する。

ウ　復興委員会での審議や地域説明会及びパブリックコメントを経て同年３月に二次案を復興委員会で審議いただき、計画を決定する。

■「岩手県東日本大震災津波復興計画」 第3期復興実施計画　策定スケジュール（案）

※本スケジュールは現時点の予定であり、必要に応じて変更が行われる場合があること。
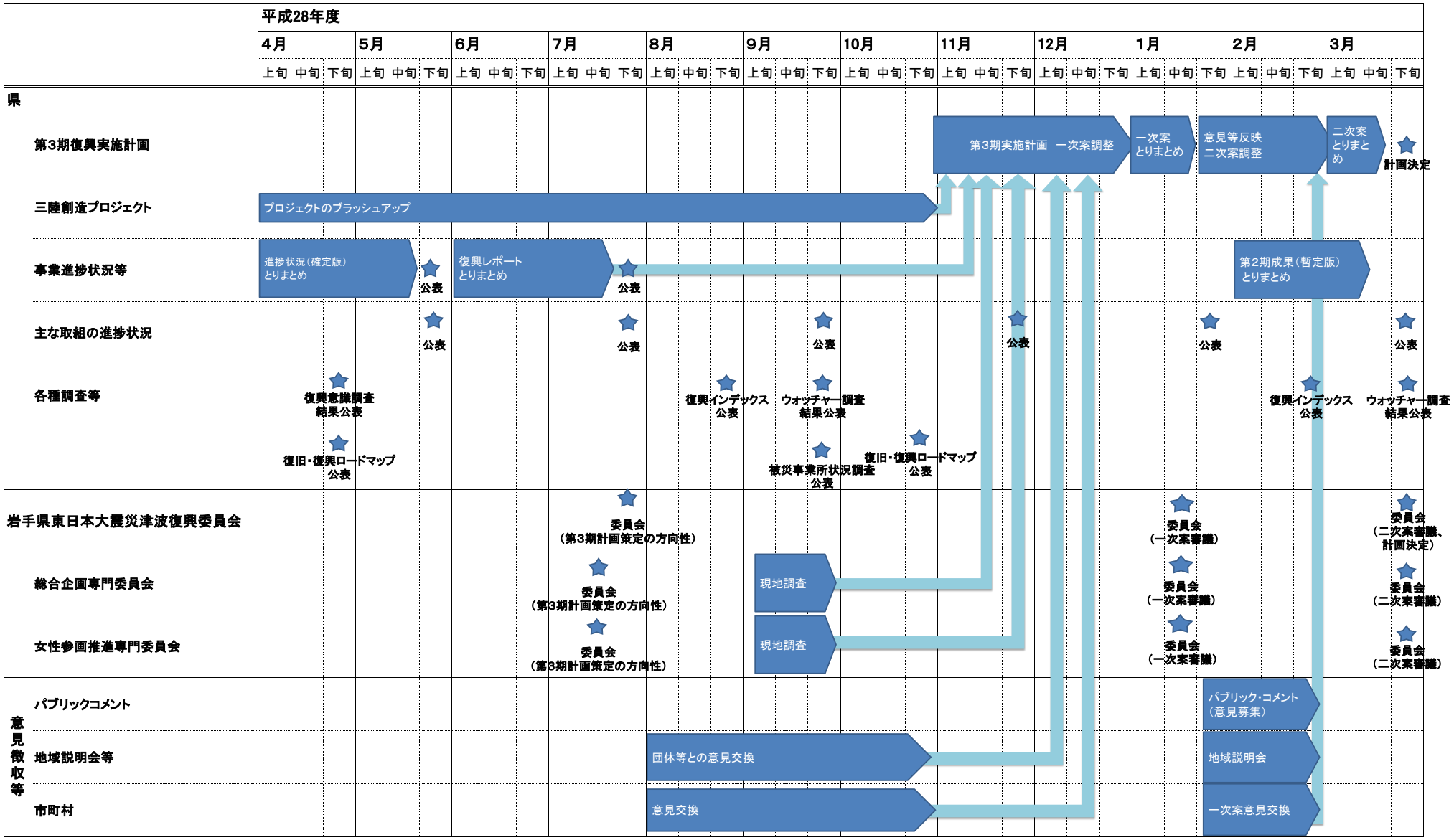
平成28年3月現在